

## 台湾向け輸出貝類の取扱要領

### 1. 趣旨

本要領は、我が国から台湾に輸出される食用の貝類の証明書の発行について、証明書発行機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続等を定めるものである。

### 2. 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 台湾向け輸出貝類：我が国から台湾に輸出される別添1に掲げる食用の貝類及びそれらの加工品（乾燥品、塩蔵品、燻製品等）
- (2) 取扱施設：台湾向け輸出貝類を最終加工（包装、冷凍、冷却、むき身にするための処理等（単なる保管を除く。））する施設（国内で加工を行わない台湾向け輸出貝類にあつては最終保管する施設。）
- (3) 食品監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- (4) 地方厚生局：厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課
- (5) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (6) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (7) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局
- (8) 都道府県水産部局：都道府県における水産主管部局
- (9) 証明書：台湾向け輸出貝類のための輸出衛生証明書
- (10) 取扱施設管理者：取扱施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (11) 輸出者：台湾向け輸出貝類を輸出しようとする者であつて、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (12) 証明書発行機関：証明書を発行する機関として台湾側に登録された機関（活貝類については都道府県水産部局又は加工流通課、活貝類を除く貝類については都道府県等衛生部局又は地方厚生局が発行する。）
- (13) 登録検査機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第4条第9項に規定する登録検査機関

### 3. 証明書発行機関の登録手続（活貝類を輸出する場合を除く。）

証明書を発行する機関は、取扱施設を所管する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されない地域にあつては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこととする。

- (1) 都道府県等衛生部局が証明書を発行するに当たっては、証明書の発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式1により、食品監視

安全課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各証明書発行機関につき1つとする。

- (2) 食品監視安全課は、証明書発行機関名、所在地及び印章の登録の申請を受理した後、台湾側に当該証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。
- (3) 食品監視安全課は、台湾側から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関登録申請者に連絡する。なお、当該公表をした時点をもって、登録手続の完了とする。
- (4) 証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに、別紙様式2により、食品監視安全課長宛てに登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は、申請内容の確認を行った後、(2)及び(3)に準じて手続を行う。

#### 4. 証明書発行機関の登録手続（活貝類を輸出する場合に限る。）

証明書を発行する機関は、輸出する活貝類を所管する都道府県水産部局を原則とする。ただし、証明書発行機関として都道府県水産部局が登録されない地域にあっては、加工流通課において発行を行うこととする。

3. の(1)から(4)までの規定は、活貝類に係る証明書発行機関の登録手続について準用する。この場合において、この規定中「都道府県等衛生部局」とあるのは「都道府県水産部局」と、「食品監視安全課」とあるのは「加工流通課」と、「厚生労働省」とあるのは「水産庁」と、「別紙様式1」とあるのは「別紙様式7」と、「別紙様式2」とあるのは「別紙様式8」と読み替えるものとする。

#### 5. 証明書の発行（活貝類を輸出する場合を除く。）

##### (1) 証明書の発行申請

輸出者は、台湾向け輸出貝類について輸出を行うごとに、別紙様式3-1（日本語及び英語）及び別紙様式4（Iに英語で記入）に以下のアからキまでの書類を添付して、誓約事項を了承の上、取扱施設を所管する証明書発行機関宛てに申請を行う（ウ.を申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること）。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添2によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア. インボイスの写し

イ. パッキング・リストの写し

ウ. 船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

エ. 漁業権免許（漁業法（昭和24年法律第267号）第10条に基づく免許。以下同じ。）

の写し（輸出する貝類が国内で養殖されたものの場合に限る。）

オ. 取扱施設が下記のいずれかに該当する施設であることを示す書類の写し（証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。）。①又は②に該当する取扱施設については、③の内容が確認できる書類の写しについても添付すること。

なお、同一の輸出者が同一の取扱施設において最終加工した貝類を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がない場合は、別紙様式3-1への許可番号等の記載により添付を省略することができる。

①法第52条に基づく営業許可を有する施設

②条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設

③食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が90点以上）

カ. 登録検査機関において、必要に応じ別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内（3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内）の試験成績書の写し。なお、同一の取扱施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略できる。

キ. 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し

コンテナ番号及び封印番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態にて提出可能であるが、証明書発行日までには、証明書発行機関宛てに別紙様式3-2により届け出ること。

## (2) 証明書の発行要件

証明書の発行は、台湾向け輸出貝類が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、申請内容の確認等に当たり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア. 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。

イ. 別紙様式3-1（1. 輸出貝類の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ. 輸出する貝類が養殖されたものである場合には、漁業権免許を有する養殖場（ただし、陸上養殖のように漁業法第6条第4項に定める「区画漁業」に該当しない養殖業の養殖場は除く。以下同じ。）において生産されたものであること。

エ. 5.（1）オ. の①から③までのいずれかに該当する取扱施設において最終加工又は最終保管されたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。

オ. 輸出する貝類が海外から輸入されたものである場合は、天然に由来するものであること。また、法第27条の規定に基づく食品等輸入届出書等により、法に適合していることが確認できるものであること。

カ. 登録検査機関の試験成績書の結果が、5.（1）カに基づく検査基準を満たしていること。

## (3) 証明書の発行手続

(2) に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は以下の点に留意しつ

つ、別紙様式4の証明書に必要事項を記入の上、担当者が署名し、印章を押印した後、証明書原本を輸出者に速やかに交付するとともに、その写し、別紙様式3-1及び3-2を3年間保存する。

ア. 英語で記載すること。

イ. 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

・都道府県等衛生部局の発行番号：

上2桁はTW、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号（符号が2桁の場合は、続けて00を付すこと。例：北海道0100）、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁（年度）、10桁目以降に0001から番号を付すこと。（例：北海道TW0100-170001、那覇市保健所TW4731-170001）

・地方厚生局の発行番号：

上2桁は、TW、次の4桁は北海道厚生局は9991、東北厚生局は9992、関東信越厚生局は9993、東海北陸厚生局は9994、近畿厚生局は9995、中国四国厚生局は9996、九州厚生局は9997、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁（年度）10桁目以降に0001から番号を付すこと。（例：北海道厚生局TW9991-170001）

#### （4）証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になり、証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式5により取消願を提出すること。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に返却すること。なお、証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行しないものとする。

#### （5）違反した台湾向け輸出貝類に対する対応

台湾の食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡を台湾側から受けるなど、台湾向け輸出貝類に問題が発生した場合は、食品監視安全課及び加工流通課は、証明書発行機関を通じて輸出者及び取扱施設に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置をとるものとする。

なお、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題が改善されたと食品監視安全課及び加工流通課が判断した場合には、検査の強化等を解除することができる。

#### （6）証明書発行の停止

食品監視安全課及び証明書発行機関は、以下のいずれかに該当するときは、必要に応じ畜水産安全管理課及び加工流通課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止する。

ア. 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがあるとき

イ. 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した場合に、証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき

ウ. その他相当の理由があると認められるとき

なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課宛て連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、全ての証明書発行機関宛て周知するとともに、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表する。

#### (7) 証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、食品監視安全課が別途定める様式により、新年度の4月末日までに食品監視安全課宛て報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

### 6. 証明書の発行（活貝類を輸出する場合に限る。）

#### (1) 申請

輸出者は、台湾向け輸出貝類について輸出を行うごとに、別紙様式9-1（日本語及び英語で記入）及び別紙様式10（Iに英語で記入）に次の書類を添付して、誓約事項を了承の上、証明書発行機関宛てに申請を行う（ウ. は申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。

なお、電子メール又はNACCSによる申請を行う場合にあっては、別添2によるものとする。

また、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア. インボイスの写し

イ. パッキング・リストの写し

ウ. 販売証明書等

エ. 漁業権免許の写し（輸出する貝類が国内で養殖されたものであり、証明書発行機関が加工流通課の場合に限る。）

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、証明書発行日までに、証明書発行機関宛てに別紙様式9-2により届け出ること。

#### (2) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うものとする。

なお、申請内容の確認等に当たり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、必要に応じ、官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア. 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。

イ. 別紙様式9-1と添付書類の内容が合致していること。

ウ. 輸出する貝類が養殖されたものである場合には、漁業権免許を有する養殖場において生産されたものであること。

エ. 輸出する活貝類が、「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成27年3月6日付け26消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知）2の（2）に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。

### (3) 準用

5.(3) から(7)までの規定は、活貝類に係る証明書の発行について準用する。この場合において、この規定中「食品監視安全課」とあるのは「加工流通課」と、「加工流通課」とあるのは「食品監視安全課」と、「厚生労働省」とあるのは「水産庁」と、「別紙様式3-1」とあるのは「別紙様式9-1」と、「別紙様式3-2」とあるのは「別紙様式9-2」と、「別紙様式4」とあるのは「別紙様式10」と、「別紙様式5」とあるのは「別紙様式11」と読み替えるものとする。

## 7. その他

### (1) 取扱施設に対する調査

食品監視安全課は、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局と協力して、取扱施設の衛生管理状況等について、必要に応じて調査を実施することができる。

### (2) 取扱施設管理者及び輸出者自らの衛生管理

取扱施設管理者及び輸出者は、必要に応じて互いに連携し、台湾の食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜モニタリング検査を実施する等により、台湾向け輸出貝類に関する自主的な衛生管理に努めること。

### (3) 動物衛生に関する衛生証明書

活貝類のうち、台湾側が動物衛生に関する衛生証明書を求めているものについては、別途取得すること。